

公立大学法人沖縄県立芸術大学報酬及び謝金に関する規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第42号

(趣旨)

第1条 公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）における報酬及び謝金の支給に関する取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(審議会等の委員の報酬)

第2条 経営審議会、教育研究審議会及び理事長選考会議（以下「審議会等」という。）の委員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 第1項の規定にかかわらず、法人の役員及び常勤の職員には、審議会等の委員の報酬は支給しない。

(学校医の報酬)

第3条 学校医の報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(講師等謝金)

第4条 法人が実施する研修会、講習会等において、講師等を依頼した場合における謝金（以下「講師等謝金」という。）の額は、別表第3のとおりとする。

2 研修会、講習会等の実施にあたり、事前又は事後に打ち合わせ等の時間を必要とする場合には、打ち合わせ等に要する時間を実施時間を含めて講師等謝金を支給することができる。

3 第1項にかかわらず、法人の役員及び常勤の職員に対して研修会、講習会等の講師等を依頼した場合は、謝金は支給しない。

4 特に顕著な業績を有する者に研修会、講習会等を依頼する場合等特段の事情により、第1項の規定によりがたい場合の講師等謝金の額については、事務局長が別に定めることができる。

(講師等謝金以外の謝金)

第5条 講師等謝金以外の謝金の額は、別表第4のとおりとする。

2 特段の事情により前項の規定によりがたい場合の講師等謝金以外の謝金の額については、事務局長が別に定めることができる。

(依頼旅費の支給)

第6条 用務の遂行にあたり、旅費の支給が必要と認められる場合にあつては、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員旅費規程（令和3年公立大学法人沖縄県立芸術大学規程第31号）を準用し、報酬又は謝金とあわせて支給する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、報酬及び謝金の支給に関する取扱いについて必要な事項は、事務局長が定める。

附 則（令和3年4月1日理事長決裁）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月19日理事長決裁）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月19日理事長決裁）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日理事長決裁）

別表1（第2条関係）

審議会等		報酬の額
経営審議会	委員	日額 9,300円
教育研究審議会	委員	日額 9,300円
理事長選考会議	委員	日額 9,300円

別表2（第3条関係）

区分	報酬の額
学校医	月額 20,400円

別表3（第4条関係）

区分			報酬の額	
県内	学校 官 公 署	大学教員等	教授	時給 5,500円
			准教授	時給 5,000円
			その他	時給 4,000円
		国等	本省課長級以上	時給 5,000円
			その他	時給 4,000円
		地方公共団体等	市町村長	時給 5,000円
	その他		時給 4,000円	
	その他	医師・弁護士・公認会計士	時給 5,500円	
		その他	時給 4,000円	
	県外	学校 官 公 署	大学教員等	教授
准教授				時給 8,000円
その他				時給 6,000円
国等			本省課長級以上	時給 8,000円
			その他	時給 5,000円
その他			医師・弁護士・公認会計士	時給 11,000円
		その他	時給 6,000円	

備考

- 1 法令等により、単価が明示されているものについては、当該法令等の定めるところによる。
- 2 講義時間が1時間に満たない場合30分以上は1時間とみなし支給すること。

別表 4 (第 5 条関係)

区分		報酬の額
審議会等以外の会合の委員		日額 8,400円
ティーチングアシスタント (T A)		教育補助専門員の時間額相当
リサーチアシスタント (R A)		教育補助専門員の時間額相当
ヌードモデル	県外	時給 3,800円
	県内	時給 3,000円
着衣モデル		時給 1,380円

備考

- 1 ティーチングアシスタント (T A) の教育補助専門員の時間額相当とは、非常勤職員就業規則 (令和 3 年沖芸大規則第 5 号) 第 15 条により算定される教育補助専門員の 1 級 1 号給相当 (大学卒、換算後の経験年数なし) の時間額とする。
- 2 リサーチアシスタント (R A) の教育補助専門員の時間額相当とは、非常勤職員就業規則 (令和 3 年沖芸大規則第 5 号) 第 15 条により算定される教育補助専門員の 1 級 13 号給相当 (修士課程修了、換算後の経験年数なし) の時間額とする。